

奨学金借換融資 「愛称：ろうきんミライノワ（未来の輪）」

(2025年12月1日適用中)

1	商品名	奨学金借換融資 「愛称：ろうきんミライノワ（未来の輪）」
2	お申込みいた だける方	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込時の年齢が満18歳以上の方 ○完済時年齢が満81歳未満の方 ○原則として勤続年数が1年以上の方 (自営業者等の給与所得以外の方は3年以上) ○安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上の方 ○当金庫の審査基準を満たされる方 ＊詳細については、お取引店にご確認ください。
3	お使いみち	<p>お申込人ご本人を対象とした奨学金の借換資金としてご利用いただけます。ただし、事業資金・投機目的資金にはご利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象となる奨学金の種類は、日本学生支援機構・自治体・学校法人・財団法人等の貸与奨学金を対象とし、公的・民間の種類は問いません。 ＊消費者金融等のいわゆる「学生ローン」は対象外となります。 ○お申込人が当金庫の団体会員（注）に所属されている方の場合、お申込人ご本人が必要とする以下の資金、および以下のお使いみちに準じる他金融機関等のローンの借換費用として、500万円まで奨学金の借換資金に合算してお借入れすることができます。詳細については、お取引店にご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等購入費用、教育費用、住宅のリフォーム資金等 ＊奨学金借換費用以外の資金を合算してのお借入れは、お申込時点で奨学金の残高が100万円以上の場合にご利用いただけます。 <p>（注）団体会員とは、東北労働金庫に出資している次の団体です。①労働組合②国家公務員・地方公務員等の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の基準を満たす団体（同一企業の団体に限ります）</p>
4	ご融資金額	最高2,000万円（1万円以上、1万円単位）
5	ご融資期間	最長15年（固定金利型）
6	ご融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ○固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。 なお、お申込人が団体会員に所属されている方で、お使いみちに奨学金の借換費用以外の資金が含まれている場合、金利が上乗せとなります。詳細については、お取引店にご確認ください。
7	ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等・利息分割後取返済、または元利均等・利息分割後取加算併用返済（ただし、加算併用返済部分は総貸付額の50%以内です。） ＊元利均等・利息分割後取返済とは、毎月支払う元利金（元金と利息の合計=1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。 ＊給与所得で一時金支給のある方が、加算併用返済をご利用できます。
8	担保	不要です。
9	保証	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫指定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただけます。 ○保証料は、金庫負担となります。 ○保証人は、原則不要です。
10	商品に関する お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ○フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時
11	苦情処理措置 (ろうきんへの 相談)	<ul style="list-style-type: none"> ○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62 ○受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.tohoku-rokin.or.jp

12	紛争解決措置 (第三者機関に 問題解決を相 談したい場合)	<p>○東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>○また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
----	--	---

- 返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算ができます。
- 現在の金利については、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
- その他、詳しくはお取引店へお問い合わせください。
- ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

東北ろうきん